

令和7年第4回白鷹町議会定例会 第1日

議事日程

令和7年6月5日（木）午前9時30分開議

- | | | |
|-------|-------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 一般質問 |
| 日程第 5 | 議第34号 | 白鷹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議第35号 | 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議第36号 | 白鷹町健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議第37号 | 白鷹町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議第38号 | 白鷹町下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議第39号 | 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）について |
| 日程第11 | 議第40号 | 除雪ドーザの取得について |
| 日程第12 | 議第41号 | 白鷹町スクールバスの取得について |
| 日程第13 | 報第 1号 | 令和6年度白鷹町一般会計歳出予算繰越明許費の繰越額報告について |
| 日程第14 | 報第 2号 | 令和6年度白鷹町水道事業会計の繰越額報告について |
| 日程第15 | | 委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会） |

○出席議員（12名）

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 菅原隆男 | 議員 | 2番 | 衣袋正人 | 議員 |
| 3番 | 横山和浩 | 議員 | 4番 | 竹田雅彦 | 議員 |
| 5番 | 佐々木誠司 | 議員 | 6番 | 丸川雅春 | 議員 |
| 7番 | 金田悟 | 議員 | 8番 | 笹原俊一 | 議員 |
| 9番 | 山田仁 | 議員 | 10番 | 関千鶴子 | 議員 |
| 11番 | 今野正明 | 議員 | 12番 | 遠藤幸一 | 議員 |
-

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 誠 七
副 町 長	田 宮 修
教 育 長	迎 田 浩 昭
総 務 課 長	長 岡 聡
税 務 出 納 課 長	吉 村 秀 昭
企 画 政 策 課 長	加 藤 和 芳
町 民 課 長	橋 本 達 也
健 康 福 祉 課 長	永 沢 照 美
商 工 観 光 課 長	黒 澤 和 幸
農 政 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	橋 本 秀 和
林 政 課 参 与 (兼) 課 長	永 野 徹
建 設 課 長	菊 地 智
上 下 水 道 課 長	高 橋 浩 之
病 院 事 務 局 長	片 山 正 弘
教 育 次 長	川 部 茂 樹
監 査 委 員	小 谷 部 仁

○職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	小 林 裕
補 佐	大 瀧 勇 祐
書 記	竹 田 雅 紀 子

開 会

〈午前9時30分〉

○開会の宣告

○議長（菅原隆男） おはようございます。ご参集、誠にご苦労さまです。

本定例会は、「日本の紅（あか）をつくる町」のPRに努めるべく、今年度も紅花を飾り、胸には深山和紙製の紅花ブローチを着用、そして、紅花をすき込んだ深山和紙を使って、白鷹人形研究会の皆さんが作り上げたかれんな「紅花娘」を演壇に飾り、審議に臨みます。

ここで申し上げます。

これまで進めてまいりましたペーパーレス会議システムの導入につきまして、本定例会より運用を開始いたします。議会における質疑等の深化や情報共有の即時化が図られるよう、皆様のご協力とご理解をお願いいたします。

なお、暑さ対策、そして省エネルギー対策推進のため、今会議中は暑い方は上着を脱いでよいこととしますので、暑い方は上着をお取りください。なお、当局も同様であります。皆様方のご理解をお願いいたします。

これより令和7年第4回白鷹町議会定例会を開会いたします。

出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（菅原隆男） 議事日程は、事前に配付のとおりであります。

議事に入ります。

○会議録署名議員の指名

○議長（菅原隆男） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

4番 竹田雅彦君

5番 佐々木誠司君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（菅原隆男） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、5月30日の議会運営委員会に諮問したところ、6月5日から6月12日までの8日間が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、会期は6月5日から6月12日までの8日間と決定いたしました。

○諸般の報告

○議長（菅原隆男） 日程第3、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長、小林 裕君。

○議会事務局長（小林 裕） 諸般の報告。

1. 置賜地方町村議会議長会臨時総会、5月23日、高畠町。

令和6年度決算を認定し、令和7年度事業実施計画及び補正予算について原案のとおり決定した。また、役員改選が行われ、会長に白鷹町の菅原隆男議長、副会長に高畠町の関 陽介議長を選出した。さらに、県議長会臨時総会の提出議題案や他地区との合同研修等について了承した。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 諸般の報告が終わりました。

○一般質問

○議長（菅原隆男） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の質問事項については、配付の文書表のとおりであります。

最初に、災害時等、緊急の際の情報伝達について、5番、佐々木誠司君。

〔5番 佐々木誠司 登壇〕

○5番（佐々木誠司） 災害時等、緊急の際の情報伝達について一般質問を行います。

4月21日に発生した津島台浄水場における水道水の濁りにより、町内では同日午後2時から夕方までにかけて広範囲な給水の停止措置が取られました。同日午後5時15分には給水が再開されましたが、「直ちに健康被害が発生するものではないが、飲用としては使用しないでください」というお知らせとともに、23日の午前10時頃の解除まで飲用の制限が行われました。5月1日の町議会臨時会での行政報告によりますと、影響の範囲は、蚕桑地区、鮎貝地区、荒砥地区、十王地区及び鷹山地区となり、東根地区や鮎貝、荒砥、鷹山の一部地域を除いた約4,000件であったとのことですが、幸い健康被害が発生したというような報告はいただいておらず、ほっと胸をなで下ろしたところです。

発生から直ちに、学校や各施設、企業や町民へのお知らせと、原因調査や復旧作業、さらには各コミュニティセンターでの朝5時から夜10時までの給水所開設や、特別養護老人施設などでの最長で25日までの補水対応など、職員総出で対応に当たられたのではないのでしょうか。また、応援をいただいた、長井市、飯豊町、小国町、さらに米沢市、朝日町さんに対して、町民としても感謝を申し上げます。

私も、飲用制限期間から解除後しばらくの間にかけて、数多くの方々から当時のご家庭での状況などについてお話をお伺いしましたが、様々なご意見やご不満などもお聞きしたところであります。

中でも最も多くいただいた声が、行政報告にもありますように、やはり情報伝達に関するものであります。「スマートフォンなどを持たないので情報が入らず、夕方のニュースや翌日の新聞で知った」「広報車の声が聞こえないし、来たのかも分からない」「次の日まで事態を全く知らず、普通に水道水を飲んでいた」このような中「すぐに近所の方が教えてくれて、水ももらってきてくれたのでとてもありがたかった」という温かいお話などもお聞きしたところであります。これがもし、健康被害が出たり危険なものだったらどうなっていたらと、身を案ずる方も多くおられました。

これまで本町では、地域防災計画や毎年実施しておられる防災訓練などにおいて、緊急時の情報伝達の手段に関しての計画や訓練を密にしてこられました。今回のように全町民に対して素早く情報を伝えなければならないような事案は幸い発生が少なく、教訓になったのではないかと捉えております。

今後また今回のような予期せぬ事案の発生や、ますます頻発化するであろう大雨等による洪水や土砂災害、さらには必ず起こるとも言われている大地震などに対する備えとして、急ぎの情報の入手が困難な方をなくすよう、このたびの結果を十分に検証し、改善することが急がれるのではないかと考えます。

そこで伺います。

まず1つ目に、行政報告でもありましたが、町民への情報伝達は具体的にはどのように行われたのかを詳しく伺います。

2つ目に、今回の事案への対応に関する評価検証に向けては、より多くの町民の方々の声を集める必要があると考えますが、町民に向けての調査や情報収集などを改めて行う考えはありますかをお伺いします。

以上についてお願いいたします。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 佐々木議員の一般質問にお答えする前に、このたびの飲料水給水停止の件につきまして、5月1日に開催された第3回臨時会の際にも行政報告で経緯等についてお話を申し上げましたけれども、改めておわびと事案の経過、原因等について申し上げます。

今議員からも指摘がありましたように、4月21日から23日にかけて発生しました水道水の濁りの発生により、給水停止等の事態を生じさせてしまった件につきましては、大変多くの町民の皆さんの日常生活や、学校、事業所等の活動等に多大なご心配とご迷惑をおかけいたしましたこと、また、生活に欠かすことのできない大切な水に対する町民

の皆様の信頼を損ねることになってしまいましたことに対して、改めて心よりお詫びを申し上げる次第であります。

このたびの水道水の濁りの原因と復旧作業について説明をさせていただきます。

水道水の濁りの原因につきましては、津島台浄水場の浄水工程において、ろ過段階で濁りを取り除くための炭酸ナトリウムが、注入ポンプの不具合により、適正な量の注入が行われなかったことによるものであります。

最初の異変発生は4月18日午後7時頃で、津島台浄水場管理目標値の濁度0.1度を超えたものでした。数値を改善させるため、ろ過池内の水の排水を実施し、一時的に濁度の低下が見られましたが、その後再び数値の上昇が発生するなど不安定な状況が続きました。この時点では、注入ポンプの不具合に気づくことができず、ろ過池の水の排水や、ろ過池の清掃、薬液の配分調整などに取り組みましたが、不安定な状況は変わりませんでした。

4月21日午前9時頃、津島台浄水場において、水質基準の濁度2.0度を超え、3.3度まで上昇したため、現地確認、対応について協議を重ね、課長会において情報共有を行い、今後の影響を考慮し、同日午後2時に給水の停止措置を取ったところであります。

このとき並行して行っていた原因調査により、原因が注入ポンプの不具合であることが特定されましたが、通常の保守点検には含まれていない箇所の異常でありました。直ちに薬液の注入量調整を行い、同日午後5時には配水池の濁度が水質基準を下回り、低下傾向が見られたため、午後5時15分に飲用以外の給水を再開したところであります。不具合のあった注入ポンプにつきましては、4月22日午後4時頃に機器の分解整備を実施し、正常な運転ができるようになりました。その後、水質検査により安全性が確認できたため、4月23日午後10時頃に飲用の制限を解除させていただいたところであります。

このような事故が二度と起きない対策を検討、実施し、一日も早い町民の皆様の信頼回復が得られるよう取り組んでまいりたいと思っております。

さて、今回の事案に対する町の対応を踏まえ、このたびの一般質問におきまして、佐々木議員からは、災害時等、緊急の際の情報伝達について、衣袋議員からは、非常時における危機管理体制の充実に向けての一般質問をいただいているところでありますが、今回のような事業運営における事故対応と、自然災害を主とした危機管理体制の在り方については、共通する点はあるものの、別に整理し、考えるべきものと認識をしておりますので、お二方の質問に対してはそのような認識の下で答弁をさせていただきたいと思っております。

それでは、改めて佐々木議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

1点目の町民の皆様への情報伝達ですが、町では、21日午後2時の給水停止のお知らせから、23日午前10時30分の飲用としての使用再開のお知らせまでの間に、計5回、町

のホームページ、町公式LINE、防災アプリ「インフォカナル」及びメールにより、給水所の開設や復旧の見通し等についてお知らせするとともに、タイミングに合わせ、広報車による巡回広報を実施したところでございます。

また、この間、ホームページ等による情報伝達を補完するため、22日には濁りの原因と復旧の見通し、健康への影響等についてのお知らせ、23日には飲用再開のお知らせ文書を、区長様のご協力をいただき各戸に配布をさせていただきました。

また、一部地域では、町の情報を受け、独自のお知らせの作成、配布や、コミュニティセンターにおいても給水車到着の広報をしていただくなど、自主的に行動いただいたお話も伺っており、改めて感謝を申し上げたいと思います。

加えて、個別避難計画の対象者、要援護者ということになりますが、給水所に出向くことが困難と思われる方々に対しては、民生委員の皆様によるご協力をいただきながら聞き取り等を行うことで、対象者に飲用停止のご案内や備蓄用飲用水をお届けすることで対応をさせていただいたところであります。

このたびの事案におきましては、町が情報をお出しする過程において、議員ご指摘のとおり「広報車の声が聞こえない」「近所の方が教えてくれた」等のご意見を頂戴したところでございます。その対応として、広報車の速度を下げる、安全な場所に停車して音を流すなどの工夫や、給水所で町公式LINEの案内チラシを配布、登録いただくなど、情報伝達手段の確保、向上に努めたところであります。今回の反省を踏まえ、今後の対応に生かしていきたいと考えております。

2点目の改めての調査や情報収集の考えですが、まずは、水道水の濁りにつきましては、発生原因が薬品注入ポンプの不具合による事故であると特定され、不具合であった注入ポンプは分解整備を実施し、現在は正常な運転ができております。加えて、このたびの事案を踏まえ水の監視体制の強化について検討し、取組を進めているところでもあります。

情報伝達の在り方につきましては、事故対応期間中に皆様からいただきましたご意見や、給水所対応に当たった職員からの報告等を整理し、発生事案の内容に応じた的確な情報伝達の方法を検討してまいりたいと考えております。

その上で、例えばまちづくり座談会の場で今回の事案についておわび申し上げながら、皆様からご意見を伺う場を設けるなどを検討しているところでございます。

以上、佐々木議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） まず、自主防災組織等に関してお伺いたします。

事案が発生した翌日の22日の午後から夕方にかけて、状況を説明するための白鷹町のお知らせの文書が全戸配布されたということではありますが、発生当初、給水停止から再開、そして給水所の開設までの早期の情報が思うように伝わらなかったということが実

情にあるようです。

それで、自主防災組織等に対しては、住民の方々にお知らせをしていただく旨の早い段階でのお願い等はされたのかを伺います。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） お答えをさせていただきます。

自主防災組織、区長様方を通して文書配布をさせていただいたのは22日と23日でございます。21日の給水停止からの取組につきましては、町長が申し上げましたとおり、ホームページ、町公式LINE、防災アプリ等を主体として取組をしたところでございます。そのような経過の中で、給水所対応の職員等から情報を知らない方もいらっしゃるということもありまして、区長様を通した文書の配布につきましては22日から始めたということでございます。当初、私どもといたしましては、人的なご協力をいただく対応の仕方は考えてはおりませんでした。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 区長さんの中には、給水時の第一報と申しますか、たまたまLINEのメッセージ等で情報をお知りになって、自主的に各町内長さんに事態をお知らせしたという方もおられますし、先ほどありましたが、独自で文書を配布されたという地区もあるようであります。大変ありがたいことだと思っております。やはり平日はお仕事で不在の方も多く、地域によっては、組長さんに連絡がつかず、町内長さんが地区、町内全区を回ってくださったなどという地区もありまして、本当に敬意を表するところであります。地域のマンパワーを活用しての情報伝達ということを考えた場合、やはり緊急の場合の情報伝達手段としては限界があるのかなと考えます。

今回、町公式LINEもしくは防災アプリ、電子メール等での情報提供を行われたということでもありますけれども、今回の事案で、LINE、また防災アプリ「インフォカナル」は、緊急の際の手段としては非常に有効であるなど私も感じたところであります。正直、私も町からの情報が得られるので便利だなぐらいの程度しか考えていなかったわけでもありますけれども、非常に早い段階で情報を得ることができたということでもあります。それで、給水所でLINE登録に関するお知らせを配られたということでもあります。これもよい取組だったのではないかなと思います。

今回の事案を受けて、改めてLINE公式アカウントに登録されたという方が多いようではありますが、現在、LINEの公式アカウントまたは電子メール等の登録者数はどれくらいおられるのかを伺います。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） お答えをさせていただきます。

給水所でLINEの登録のチラシを配らせていただきまして、そのような活動の中でやはり即時の情報提供をできる手法を広めさせていただいたわけですが、直近を

調べてまいりましたところ、メールの登録は760件、LINEの登録は約1,500件、防災アプリ「インフォカナル」の登録は約1,360件の登録となっております。LINEについては、今回の水道の事故対応の際に配らせていただきましたチラシなどの効果と思われませんが、4月21日から24日までの4日間で560名ほど新規に登録をされております。そのような中で、現在、約1,500件という状況でございます。

そのようなことも踏まえまして、今後、即時の情報を提供できるツールというところでは、様々、広報等やホームページを通じた登録のお願い、また出前講座等、機会を捉えて登録者の増加を図ってまいりたいと考えております。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） LINEの白鷹町公式アカウントの運用は昨年4月から開始されたわけでありましてけれども、これから新たに登録しようと思っても、どこから登録したらよいか分からないという方が数多くおられました。恐らく給水所でのチラシなどもいただかなかったのかなと思いますが、改めて令和6年度の広報しらたかを振り返ってみますと、4月と8月、そして今年の1月、3月と、4回の登録の促進の案内を出されておりました。LINEやメールなどの運用が開始する前の約10年くらい前でありましてけれども、町広報誌のお知らせ版がまだあった時代に町防災情報テレホンサービスの番号案内が毎号決まった形で掲載されておりました。また、蚕桑地区コミュニティセンターでは、早速、コミュニティセンター報やコミュニティセンターの公式LINEでも町のLINE登録を促すような情報を掲載してくださっております。

今後ますます登録者を増やしていくべきかなと思いますけれども、今後の広報しらたかでも、LINEや防災アプリ等の案内に関して、毎号案内の掲載をされてはいかかかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 大変ありがたいお言葉だなと感謝したいと思います。

いろいろな災害と事故というのは極端に差があるということも、私もこのたび認識をさせていただきました。まさしくこのたびは事故という、原因が特定できるということでもあります。災害の場合は、雨が降った、地震の場合は揺れが大きかったという全く違う自然災害での問題は、これは分けて考えていくべきであろうと思いますし、このたびの、特に濁度、水道水の給水停止については月曜日の日中であったということ。先ほど議員からありましたようにお勤めに出られるということで、結果的に夕方帰るまで何も分からなかったという方もいらっしゃいました。やはり私に対してですね、その連携をどうするかということなのですが、日中、白鷹町内にお勤めの方はある程度分かったのですが、やはり町外にお勤めの方はなかなか理解いただけなかったということがありました。

じゃその方にどうしようということが、今お話しいただきました、いろいろな機器を

使いながらその情報を流す。ただ見ない人もいらっしゃる。それから、日頃からそういうものがあるということは十分分かっていながらも、日々の生活には一切関係ないということが、それが一番いいのだろうとは思いますが、連絡の取り方というものに関してはやはり課題がすごくあるなということで、我々も、いろいろな災害と有事、その事案を見ながら、例えばある市では、防災ラジオを配布しながら、全然利用していなかったというよりも、何割もの方が使っていなかったという事例などもあるわけですし、この辺については、どうやったら、LINEですね、持っている方もいらっしゃるし持っていない方もいらっしゃるわけですから、そういう方々との連携をどう取っていくかということ。これは本当に我々、日中のこのたびの事故であったということに関しては反省する点も多々ありますので、今後、その辺をクリアしていくために頑張っていきたいと思っているところでございます。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 広報しらすたかでも毎号掲載していただいたほうがいいのではないかなと思いますけれども、さらに、町のホームページからも恐らく簡単に登録できるのかなと思って検索してみたのですが、例えばQRコードなどが出ておりませんで、やはり簡単に、トップページに貼り付けておくなど、誰でもすぐ登録できるような体制を取っておくとよいのではないかなと思いますけれども、その点についてはいかがでしょう。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） お答えをさせていただきます。

今回の反省を踏まえまして今情報担当とも話をしているところでございまして、今議員がおっしゃられた広報の毎月の登録ご案内、またホームページのトップページにQRコードを載せるなどの工夫につきましては、今後対応していきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 続きまして、戸別受信機、いわゆる防災ラジオと言われておるものでありますけれども、これについてお伺いしたいと思います。

本町では戸別受信機の運用も行っておられますけれども、高齢者の方を優先的に機器の貸出しを行っておられるようであります。今回の事案では、やはり給水停止や給水所に関する情報が入りにくかったという声が多かった反面、この戸別受信機からの放送で早くから情報を把握していたという高齢者の方々もおられるようです。貸出状況について、対象者や貸出台数などはどのようになっているのかをお伺いします。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） お答えをさせていただきます。

戸別受信機につきましては、令和2年度から導入いたしまして、450台の貸与を進め

てきているところでございます。

貸与の対象者といたしましては、単身高齢者世帯の方や、区長様方を通じまして希望者等の調査を行いまして貸与をさせていただいているほか、現在はケアマネジャーさんや防災の出前講座などで周知をしながら受信機の普及に努めているところでございます。

今現在、貸与数といたしましては、今回の事案後に増えた分も含めまして、450台のうち約410台が貸与という形になっておりますし、今も若干問合せをいただいているような状況でございます。貸与させていただいた方の中には返却をされている方もいらっしゃいますけれども、そこはちょっとまだ確認をしておりませんが、貸与という形で外に行っている分としては現在約410台ということになっております。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 高齢者のみの世帯の方の中には、この戸別受信機の存在をまだ知らなかったという方もおられるようでありますので、これから貸出しが可能な機器がまだ恐らく、差し引きますと60台ほど残っているのかなと思いますけれども、やはりこれらはフルに活用するべきではないかなと思います。

まずはLINEやメール登録を優先に普及し促進した上で、それでもやはりスマートフォン等で情報を得ることができない方などに対しては、この戸別受信機は非常に有効かなと思います。さらに、例えば再度募集チラシなどを配布するなどして、改めて貸出しの希望者を募っていかなければならないと考えております。

続きまして、町の広報車に関して伺いをいたします。

町の広報車で給水停止の情報等々を案内を行われたわけでありましてけれども、実際広報車は何台で回られたのかをお伺いします。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） お答えをさせていただきます。

町の広報車ということでは、この期間中、4台を地区割りをいたしまして広報を実施したところでございます。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 4台ということでありましてけれども、やはり、何度も申し上げますけれども、広報車の音声聞き取れなかったというお話を多くお聞きしております。車の動きが早かったり、大通りだけを回って細かいところまでは回ってこなかったなどという声も多くお聞きしたところであります。広報車の放送が聞き取れない要因をどのように捉えておられるのか、改めて伺います。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） お答えをさせていただきます。

聞き取れなかった要因と言われますと、いろいろあるのかなと思いますけれども、私も含めて伺ったところでは、「走りながらでは何を言っているのか分からない」という

こと、また「やはりうちの中においては、声、全然聞こえなかった」というご意見などいただいております。

おうちの中にいらっしゃって聞こえなかったと言われると、音量をどこまで上げてもなかなか難しい部分はあるのかなと思いますけれども、走りながらでは聞こえない、何を言っているのか分からないというところにつきましては、2回目、3回目は、できるだけ短い言葉でお伝えするような工夫ですとか、安全を確保しながらスピードを落とす、また、ちゃんと停車できる場所で止まってお知らせをするという工夫をさせていただいたところがございます。要因ということではそのようなことで捉えて、できる対応をさせていただいたところがございます。

また、大通りだけを回ったという件もそのとおりにご指摘をいただいております、そこにつきましては、あるコミュニティセンターでは、隅々までコミュニティセンターの車を使って自主的に広報をしていただいたということでお伺いをしておりまして、こちらについては大変ありがたく思っているところがございます。

なお、飲用水としての再開の際には、町の広報車に加えまして、各コミュニティセンターにも町からお願いをいたしまして、飲めるようになりましたということでのお知らせについてはさせていただいたところがございます。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） やはり隅々まで回るとなると、相当速度をゆっくりしなければならぬわけでありましてけれども、なかなか広範囲に回ろうと思うと時間的なところもあるのかなと思います。4台ということでありましてけれども、そもそも台数が限られておりますが、やはり車の台数も少ないのかなと考えます。後に各コミュニティセンターに依頼をして案内等を行っていただいたということでありましてけれども、コミュニティセンターによっては、第一報をいただいた段階で、自主的にコミュニティセンターの広報車を回したほうがいいのかと考えられたところもあるようであります。

今回のような緊急に情報伝達を行わなければならないという場合には、当初から各コミュニティセンターの広報車にも依頼を行うような体制を計画の段階から整えておくことよいかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 先ほど来申し上げておりますけれども、このたびのものは、機器の不具合での事故だったと。水道の担当者は、いかに早く端的にその原因をつかんで、それを早く修正したいと。実は、白鷹町は実淵川を中心とした飲用水で、毎年濁り水は入ってくるわけです。そのため、回復までそんなに時間はかからないだろうということもあったのではないのかなと私は推測しておりますけれども、そのような状況の中で、やはりここまで大きく皆さんにご迷惑をおかけするようなことではないと判断をし、町の広報車を使いながらやっていきたいということで取り組んだわけですが、結果的には大

変ご迷惑をおかけしたということでもありますので、やはりコミュニティセンターからのご協力なども、これからそういう場合はお願いをするという姿勢を持ちながら取り組んでいきたいと思っていますので、よろしくお願いたします。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 分かりました。

続きまして、屋外拡声器でありますけれども、これについてお願いをいたします。

本町の屋外拡声器は声が籠もって聞き取りにくいとよく言われておりますけれども、よく聞き取れなくても、何かしら音が鳴っているということで、何かあったのだろうかとか聞き耳を立てて、ほかの手段で情報を得るといような行動を取ることができるということをおっしゃる町民の方もおられます。

なるほどなと思ったわけでもありますけれども、本町の屋外拡声器から発せられる情報は、全国瞬時警報システム、いわゆる J - A L E R T による自動音声情報で、その内容は、緊急地震速報などの地震に関する情報、それから土砂災害警戒情報などの気象に関する情報、そして弾道ミサイルなどの国民保護に関する情報、そして火災発生時のサイレン吹鳴となっているようです。

今回の事案では屋外拡声器による情報発信は行われませんでした、J - A L E R T の自動音声以外の放送ができないなどという何か技術的な課題などはおありなのかを伺います。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） お答えをさせていただきます。

J - A L E R T につきましては、議員おっしゃるとおりのような運用ということでございます。今回の事案におきましては、先ほど町長も申し上げましたが、事故であると。主に災害対応で使用することを念頭に置いておりましたので、J - A L E R T は使用しなかったところでございます。

さらには、やはり皆様からご指摘をいただき、何を言っているのか聞こえづらいと。音が鳴っていることだけでもというお話もありましたが、担当者としては、それでいいのか悪いのかと言われるとちょっと微妙なところはありますけれども、そのようなことで、それよりは、弱点を補うべく戸別受信機ですとか防災アプリ等の導入を進めてきたということがありまして、今回は使用しなかったということでございます。

また、一斉放送につきましては、基本的な仕様としては機械音声による一斉放送ということになっておるようでございまして、そういうところも含めて、今回につきましては使用せずに対応してきたということでございます。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 今回の事案につきましては、直ちに健康被害が発生するものではないが、飲用として使用しないでくださいと、このようなことでありましたが、飲用に

使用できないのであれば、何かしら健康によくないことが起こるのではないかということで多くの方々が不安を感じられたようです。屋内拡声機からの放送もないことでさらに情報が入らず、なぜこのようなときに活用しないのだろうと、やはり事情を知らずに疑問を感じられた方々も少なくなかったようであります。

直ちに町民の命に関わるような重大な事案でなければ情報発信できないなどというような、運用に当たっての基準などは特にないということによろしいでしょうか。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 先ほど総務課長が答弁させていただいたとおり、これは運用はそれぞれの自治体にお任せをさせていただいているということに私は認識しておりますけれども、大きなものについては、やはり外国からのミサイルの発射の問題とか、それから緊急的な災害、これは豪雨災害もありますし地震もあります。そういうものの緊急に町民の皆様生命と財産を守ることが基本姿勢の中であるのではないかということで、軽々な運用はしたくないと私自身は認識しております。

ただ、今回のことを反省材料にすることによって、どこまでどう利用できるのか。例えば、今回は浅立地区については水をどうのこうのということは一切ございませんでした。それから、荒砥地区の一部においてもそういうことはございませんでした。それらを考えたときに、全町にJ-ALERTを使うという緊急性、それらはこれから検討して対応させていただきたいと思っております。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） ぜひ今後に向けてご検討いただきたいと思います。

続きまして、評価検証という部分に関してお伺いをいたします。

今後、情報の伝達の在り方等について検討するに当たっては、町内での実情などについてさらに調査や情報収集などをする必要があるのではないかなと考えます。それぞれの家庭の事情によって緊急の情報を入手できる手段もそれぞれだと思っておりますが、まちづくり座談会でもご意見を伺うということをお伺いいたしましたが、主にどのような手段で情報を得ることができるかなど、町内全戸を対象としたアンケート調査などによって実情を把握しておくことも有効ではないかなと考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） お答えをさせていただきます。

アンケートということもございますけれども、今回のような単独自治体での事故対応ということになりますと、どうしても情報の得られる範囲とか媒体が限られてくるということはあると思います。それと、災害時であればこれにテレビ等の報道なども加わるということで、住民の皆様が情報を知り得る機会というものはその事案によっていろいろ違って来るのかなと思うところでございます。

今回につきましては、コミュニティセンターからいただいた意見ですとか給水対応に当たった職員の意見などを伺ったところでは、やはり課題的なところとしてはほとんど同じような部分、各地区からは同じようなご指摘をいただいているということもございまして、このあたりが特に大きな問題なのだろうなということは想像がつくところがございますので、私、担当といたしましては、改めて全戸にそのような形でお伺いをするということは今のところは想定していないところでございます。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 分かりました。今後、各地区で開催されるまちづくり座談会でご意見を伺うということでありますので、ぜひその場で様々なご意見をお聞きしていただきたいと思います。

情報伝達の在り方等も含めまして、今回の事案に関して、例えば専門家などを交えた委員会の設置などでありますけれども、改善するための検証、検討はどのような形で行う予定なのかお伺いいたします。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） お答えをいたします。

今回の事案に関して様々ご指摘のあった課題につきましては、行政組織内で共有をさせていただきまして、そこにどのような対応ができるかというところは、組織内で検討させていただくことを中心に考えておるところでございます。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 分かりました。

いつ大地震などが起こるか分からない時代であります。地震や大雨などの場合はその状況を肌で感じるができるということで、自主防災組織の方々や民生委員の方々なども割と早期に自主的な活動開始ができるのかなと思いますが、今回のような事案に関しては、なかなか事案が発生しているということにすぐには気がつかないという状況がどうしてもあるのかなと思いますけれども、これらを補うためにも、このたびの事案の教訓として、今日のデジタル技術などもフルに活用いただきながら、さらなる町民の安心安全につなげていただきたいと思います。もしご答弁があれば。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） まず一番大切なことは、災害につきましては自助でございます。自分で自分の命を守る努力をします。そして共助。共助は、やはりお互いにコミュニティがここまで希薄になってきますと心配な部分はありますけれども、お互いに助け合うということでもあります。その後、今、中に近助などという方も、入れる方いらっしゃいますけれども、公助はその後でないと駆けつけることができないということでもありますので、いずれにしてもこういうことに関しましては、まず自ら、いろいろな情報が届かなかったということに対してはまさしく申し訳ない以外何もないわけですので、やはり自

らどうということかを取る努力も、いろいろな形で災害の場合は必要になってくるのではないのかなと思いますので、私としては、やはり町民の皆様にはですね、いろいろな災害ということ、あるいは事故によってこのようなことが起きる。例えば消火栓に自動車がぶつかって水が断水するというのも、今までもあったわけでありまして、それらも同じような事故という捉え方です。今回は機器の不具合ということでありまして、我々としては、やはりそういう場合に町民の皆様にはかに早く情報伝達をさせていただく手段としていろいろなことを考えさせていただきたいと。

やはりこのたびは、地区長さんに大変なお力をいただいた地区と、残念ながら地区長さんのほうから何もなかったということもありますので、この辺については改めて地区長さんをお願いをしながら、何とか情報を町民の皆様には伝達できるような体制が構築できるかどうか、これは簡単にいかないかもしれませんが、そのような対応を考えながら取り組んでいきたい。町民の皆様方の何としても信頼が必要でございますので、何とぞよろしくお願いを申し上げたいと今は認識し、取り組んでいきたいと思っております。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 分かりました。ありがとうございます。

今回は若干時間に余裕を持って一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（菅原隆男） 以上で、佐々木議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時35分といたします。

休 憩 （午前10時20分）

再 開 （午前10時35分）

○議長（菅原隆男） 休憩前に復し、再開いたします。

一般質問を続行します。

次に、非常時における危機管理体制の充実に向けて、2番衣袋正人君。

〔2番 衣袋正人 登壇〕

○2番（衣袋正人）

このたびの定例会におきましては、白鷹町の危機管理体制のさらなる充実に向けて当局のご所見を伺うべく、一般質問をさせていただきます。特に、先般発生した水道水濁りによる給水制限時の対応から得られた具体的な教訓を基に、より実効性のある、そして町民に寄り添った危機管理体制の構築を目指すものです。

尋ねします。

2番目に、一部地域を巡回させていただいたところ、自主防災会の方々が率先して給水に従事されている地区や、他市町の補給応援職員と水道事業者だけで、食事も取らず活動されていた地区などもありました。夜間には、暗く寒い中で、足元手元を照らす照明や暖房も必要などところがあり、給水作業に従事されておられる方の安全を考慮しても照明は必要だったと感じたところですが、施設管理者が帰宅してしまい、器具の所在が分からない事態もありました。また、給水制限が発出されなかった東根地区の公共施設の開放や、広い駐車場と照明を備え、なおかつ認知度の高い町複合施設の敷地での給水活動を要望する声も町民から寄せられました。

これらの状況は、緊急時における地域コミュニティの自発的な活動や、避難所、給水所となる公共施設の運用における課題、そして既存インフラの有効活用に関する計画性を指摘しています。特に施設管理者の不在による器具の利用不可は、事前の取決めや緊急時の伝達手順の再考を示唆します。

ボランティアや応援職員への支援不足、そして施設管理者の不在による設備利用不可は、緊急時における資源管理と連携の脆弱性を浮き彫りにしております。これは、単に物資が不足しているだけでなく、ボランティア、応援職員などの人的資源の健康と安全への配慮、そして、公共施設、設備などの物的資源への緊急伝達手順が確立されていないことを意味します。

町複合施設の活用要望は、既存の公共資産を緊急時対応ネットワークに統合する総合的な資源地図と事前計画の必要性を示唆しています。

このようなとき、町内各区や自主防災会の動員要請などと、施設管理者並びに諸施設との機動的な連携をどのように考えておられるのか、当局のご所見をお伺いいたします。

3点目に、健康福祉課と社会福祉協議会並びに民生委員において、個別避難計画の対象者には備蓄水の配給または給水所の案内が実施されたと伺っております。これは重要な取組であると評価いたします。しかしながら、個別避難計画の対象者ではないものの、外出や歩行が困難な方々及び外国人を含む地理不案内者などに対する案内・誘導はどのように対応されたのか、懸念がございます。

個別避難計画の対象者への対応は評価できるものの、それ以外の見過ごされがちな要配慮者への対応が問われていることの可能性を示唆しています。特に外国人や地理不案内者への対応は、単なる情報提供だけでなく、多言語対応、文化的な配慮、そして地域コミュニティへの統合を促す包括的な防災の視点が不足していることを意味します。これは、防災計画が特定の住民層に偏り、多様化する社会のニーズに対応し切れていないという、より広範な公共政策の課題を浮き彫りにしています。災害時にはこれらの人々は情報収集や避難行動に特に困難を伴うため、彼らを取り残されることは、人道的な問題だけでなく、社会全体の回復力を低下させることにもつながります。

議員ご指摘のとおり、町の地域防災計画につきましては、災害対策基本法の規定に基づき、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、災害の予防ということで対応させていただいております。毎年実施しております防災訓練につきましても、これまでの災害等を踏まえた想定の下、有事への備えの定着化を目的に実施をさせていただいているということでもあります。内容については、先ほど佐々木議員に答弁をさせていただいたということでもあります。

今回の水道の事案につきましては、通常の事業運営の中で事故であり、このような突発的な事故と災害対策は、共通する点はあるものの、整理して考えると。物事を分けて考えていきませんか、全て同じようなものになってしまうのではないのかなと私は思っております。これは私が思って職員のほうに指示しておりますので、ご理解を賜るしかない部分だと思います。

1点目の非常事態に対する危機管理体制、情報の共有ですが、今回の事案につきましては、津島台浄水場において濁度の基準を超えたことを受け、21日の11時45分に緊急課長会を招集し、今後の対応や情報の共有を行っている。その後、全庁体制で給水活動のサポートを展開しながらやってきたということでもあります。この間、町民の皆様から、先ほど総務課長が答弁いたしましたとおり、「広報車の音が聞こえない」「スマホや携帯などは持っていない」というようなこともありまして、こちらでの配慮が足りなかったなということは深く反省をさせていただいているというところであります。

特に給水所におきましては、濁りの原因の特定に時間を要した。意外と簡単に特定できるのではないかということだったのですが、それに時間を要したということで、給水活動に従事した職員に詳細な情報をお伝えできなかったということでもあります。本当にこの辺については町民の皆様方に申し訳なかったなと思っているところでございます。

今回の事案における情報伝達での反省は今後の対応に生かし、効果的な情報伝達の在り方を検討してまいりたいと考えているところです。

それから、2点目の各区や自主防災組織の動員という形ではありますが、施設管理者並び諸施設との機動的な連携をどのように考えるのかという質問でございますけれども、今回の事案につきましては、事態の収束への見通しがついたことから、給水所の増設等

は行わず、コミュニティセンターや地域の方々の自主的なご協力をいただいたものでございます。多分、議員も自主的なボランティアという形の中で応援していただいたものと認識しております。それらの課題については、それぞれコミュニティセンターからお聞きをしながら、それらを一つ一つ解決していく努力をしていきたいと思っております。

3点目の、個別避難計画の対象者でない歩行困難者や外国人を含む地理不案内者などに対する案内・誘導への対応でございますが、個別避難計画の要支援者につきましては、民生委員の方がそれなりの調査をしながら、自分の資料を持っておりますので、そういう対応をしていただいたということでもありますし、さらに、その後についても、いろいろな支援が必要な方については、民生委員の方が自主的にお回りいただき、給水のお手伝いをいただいたということでもあります。本当に感謝申し上げたいと思っております。

それから、4点目の、各課・部署間における情報共有と管理・指示系統の在り方についてでございますが、本事案に関して危機管理体制としては、事態の進捗に合わせ対応を行ったものと思っておりますが、しかしながら、町民の皆様方からいただきましたご意見にありますように、情報伝達、特に情報をお伝えしたい方々に正確に早くお伝えする方法や、給水所で直接町民の皆様方に対応する職員との情報共有につきましては、先ほど申し上げておりますけれども、今後の大きな課題として捉えながら対応してまいりたいと思っております。

そのようなことで対応していくことをお約束をしながら、衣袋議員への答弁とさせていただきます。

○議長（菅原隆男） 衣袋正人君。

○2番（衣袋正人） _____

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） _____

○議長（菅原隆男） ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時03分）

再 開 （午前11時45分）

○議長（菅原隆男） 休憩前に復し、再開いたします。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開を午後 1 時15分といたします。

休 憩 (午前 1 1 時 4 6 分)

再 開 (午後 1 時 1 5 分)

○議長（菅原隆男） 休憩前に復し、再開いたします。

ここで、午前中の一般質問の件について衣袋正人君から発言を求められておりますので、これを許可します。衣袋正人君。

○2番（衣袋正人） 午前中の一般質問において、質問通告書がなく、不適当な発言がありました。申し訳ございませんでした。

1次質問の質問冒頭から「質問内容に相違がないように加筆しておりますのでご了承いただきたいと思います。」と「本質問の根底には、長年にわたり建設業の現場に携わってきた「KYT（危険予知トレーニング）」から「長期的な視点での制度設計と人材育成を推進する意図があります。」の部分及び2次質問の「この件に関しては通告書のほうに間に合わなかったということでご了承願いたいと思います。」以前の部分を取り消したいので、議会において許可されるよう、白鷹町議会会議規則第63条の規定により申出いたします。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。

ただいま衣袋正人君から、本日の会議における発言について、白鷹町議会会議規則第63条の規定によって、質問通告書がなく、不適当な発言のため、1次質問の質問冒頭から「質問内容に相違がないように加筆しておりますのでご了承いただきたいと思います。」と「本質問の根底には、長年にわたり建設業の現場に携わってきた「KYT（危険予知トレーニング）」から「長期的な視点での制度設計と人材育成を推進する意図があります。」の部分及び2次質問の「この件に関しては通告書のほうに間に合わなかったということでご了承願いたいと思います。」以前の部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、衣袋正人君からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

引き続き質問を続行いたします。衣袋正人君。

○2番（衣袋正人） まず、1番目の質問に関してですが、当局は町民への周知も含め情報共有の課題を認識し、情報の一元化や情報共有体制の強化を検討されているとのこと、承知いたしました。

そこで、最前線に対応する職員への情報提供体制の強化についてはどのような訓練や、L o G oチャットの活用や現場の画像共有など、ツールを導入し、情報混乱の防止にど

のようにつなげていくのかをお伺いいたします。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） お答えをさせていただきます。

今回の件で反省すべき点につきましてははっきりと反省していくということでございますけれども、まず今回の部分につきましては、町長の答弁にもありましたが、原因の特定まで時間を要したことがございまして、現場で給水活動を支援する職員に対しても、町民の方にお知らせをいたしました5回のお知らせ以外の詳細な部分がなかなか見えなかったということが事実としてございます。それぞれ対応する過程においては現場で把握する情報もあったかと思えますけれども、それを事細かくお知らせするというよりは、現場での給水をしっかりやっていただくというところでの考え方がありましたので、そういうところはご了承いただければと思えますけれども、その中で、やはり現場で様々お声をいただく部分に関しては、現場で対応してもらった職員には大変苦勞をかけたなと反省をしているところでございます。

そのような中で、今後につきましては、今議員からもお話がございましたけれども、L o G oチャットの活用などで現場の状況も詳しく把握をしながら、そこに適した情報、指示をそれぞれ一斉に職員間で共有できるような体制といたしますか、そういう情報ツールも活用して効果的な対応ができるように、今後、練習、訓練をしていきたいと考えております。

○議長（菅原隆男） 衣袋正人君。

○2番（衣袋正人） 承知いたしました。

さて、次、2番目の質問で、町内各区や自主防災会との動的な連携強化について、単なる協力関係の強化にとどまらず、緊急時の動員要請や役割分担に関する具体的な協定や定期的な合同訓練の実施など、実効性のある連携体制をどのようにお考えか、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） お答えをさせていただきます。

現在、何かそういう部分で策を持ち合わせているかということになりますと、正直、防災対応につきましてはケース・バイ・ケースのところがございますので、どのようなケースにどのようなことをするかというところについては、例年行っております町の防災訓練などで、想定される事態を設定をしまして、その中で必要な対応を取っていくということで、訓練を重ねる中で様々対応ができるようになってくるのかなとは思っております。

ただ、それもやはり来るべき災害への備えということでございまして、突発的な事案に対してもそれが生きるかとなってくると、それもまた、私、危機管理の担当といたしましては、その事案事案を踏まえたその場での適切な対応というところが出てくるかと

思いますので、どのような異常な事態を想定するかというところにつきましては今後考えてまいりたいと思っております。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） やはり、今、総務課長が答弁したとおりでございます。事案事案によっても全く違うということ。例えば、水防団の協力を仰ぎたい、あるいは通行止めのコーンを持ってきてほしい、あるいは土のうを積んでほしいとかみんな違います。その場合は、やはり区長さん、自主防災組織のトップと町でつながりをきちっと持つていくと。区長さんは全部それはできるということになっておりますので、やはり事案事案によっては緊急の場合もありますし、例えばある地域においては土砂崩れがあったと、その場合にタイヤショベルを導入してほしいということもありましたが、タイヤショベルを雨が降っているときに動員した場合にはどうなるかと。逆にどろどろという泥水がたまるということなどもあるわけですし、その辺は専門家で知識的なもの、やはり役場の技師を中心としたグループが現場に行って、ただ、一斉に起きるとということも当然あります。その地域が一斉にそういう課題が出てくると。

そういう場合もありますので、いろいろな想定をしながら、訓練というよりも、連携ができるかどうかということは、それらのいろいろな資材をお持ちの建設業者さんとの連携がうまく取れるかどうか等々などもしながら取り組んでいきたいと思っておりますので、今、総務課長が回答したとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅原隆男） 衣袋正人君。

○2番（衣袋正人） 様々な状況を想定した上で訓練を展開していただければありがたいと思います。

続きまして、3番目の質問でございますけれども、地域コミュニティとの連携強化を通じて、これからの要配慮者へのきめ細かな支援ネットワークをどのように構築し、実効性のあるものにしていくか、お伺いしたいと思います。

また、要支援者適用対象外の方へのアプローチはどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） お答えをいたします。

議員からご質問いただきました要配慮者に関しての地域コミュニティというところでは、これまでも申し上げておりますけれども、個別避難計画の策定にそれぞれの自主防災でも関わり合いをいただいて、有事の際につきましては、それを基本にご対応いただくという前提で進めさせていただいているものと思います。

また、要配慮者の対象とならない方が具体的にどのような方を想定されているのかですけれども、私どもで要配慮者と考えておりますのは、日中ですとか高齢者のみの環境になってしまうですとか、そのような形でなかなか人の手助けが得にくいような方とい

うことで要配慮者と考えておりますので、そこ以外の部分となれば、周りの方なりご家族のご協力が得られる方という考え方でおりますので、そういった方々につきましては、できるだけご自身の安全はご自身で守っていただくということをお願いをしながら対応していくことになるのかなと思っております。

以上です。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 民生委員の方々には、先ほども答弁で申し上げましたけれども、かなりきめ細やかな情報はお願いはしております。ただ、これは個人情報ですので、これを口外することはできないわけでありますが、具体的に該当しない方で困ったということは私のほうには1件も届いておりませんので、具体性がありましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（菅原隆男） 衣袋正人君。

○2番（衣袋正人） 病後またはけがをしていらっしゃった方もいらっしゃった。それから、子どもだけで家庭に、昔でいえば鍵っ子といいますか、子どもだけで、小さいといっても小学生ぐらいですけれども、だけでいたということもあったりしまして、一番鍵になるのは、やはり隣近所のお付き合いとか、そこに援護を求めるとというのが一番の近道なのではないかと私自身は思っておりますが、そのようなことがございました。

また、次ですけれども、多言語対応のウェブサイトは、特に外国人の、外国から就労されている方がメインになろうかと思っておりますけれども、これは企業の対応という部分になろうかと思っております。多言語対応のウェブサイトとかアプリの導入検討、また、まだ、先ほども出てまいりましたが、情報格差への対応ということで、スマートフォンやインターネット環境を持たない要配慮者への情報提供手段など、ご検討していることがあればお伺いしたいと思います。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） お答えをさせていただきます。

外国人、多言語対応につきましては、昨年度の衣袋議員の一般質問でもお答えをさせていただいておりますけれども、まずはそういうツールがあることは承知をしておりますけれども、本町で労働にいられていらっしゃる外国人の方々などの状況を見ますと、基本的には受入先の企業さん、そしてその仲介をされる業者さんでその方々の生活支援まで含めて対応いただくという前提だと私としては認識しております。まずは、そこで足りないことがあるとすればどのようなことなのかということなどもお聞きをしながら、今後ですけれども、そのあたりにつきましては対応を検討してまいりたいと思っております。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 特に、今ご発言の中にありましたけれども、児童生徒1人であると

ということですね、それに手を差し伸べなければならないような状況なのかどうか、これは大きな課題です。これは本当に具体的なものを教えていただきませんと、こういう方がおりましたということでは私は次の手は打てないだろうと思います。やはり、こういう方がこう具体的にありましたと。これは教育委員会だけじゃなくて、我々町民全体の問題として捉えるべきだと私は思いますので、具体的なことをぜひ教えていただきたいとお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 衣袋正人君。

○2番（衣袋正人） 個別事案に関して詳細に後ほどお話しする機会が出ようかと思しますので、そちらでお話しさせていただきたいと思います。

続きまして、4番目の質問についてはおおむね当局からお答えいただいた点で了承できる問題でしたので、これはそのまま終わらせていただきたいと思います。

最後にですけれども、危機管理体制の様々な充実に向けて、当局におかれましては経験や検証結果に基づいた具体的な改善策を実行されることを強く要望いたしまして、また、先月も小国町において当町が連携協定しているNTT東日本がICT活用の避難誘導支援の実証実験を行い、鶴岡工業高等専門学校の生徒さんも、テレビに避難情報を流し、双方向で通信できる機器を開発するなど、各地で先進事例も報道されております。我々防災士ネットワークでも様々な関連メニューの情報を取りそろえており、ぜひご利用いただければと思います。

町民の安全を守るため、当局がこの教訓を組織全体で共有し、実践していくことが不可欠であり、予測不能な事態にも迅速かつ的確に対応できる、真に町民に寄り添った体制が確立されることをご期待申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（菅原隆男） 以上で、衣袋議員の一般質問を終わります。

次に、学校プールにおける水泳授業について、6番、丸川雅春君。

〔6番 丸川雅春 登壇〕

○6番（丸川雅春） それでは、一般質問を始めさせていただきます。

私が小学校当時、6月に入れば楽しみにしていた一つが学校にあるプールのプール開きです。その年の気候にも左右されましたが、大体6月25日前後に行われていた記憶があります。その日以降、8月下旬頃まで学校のプールが開放され、体育の水泳授業や放課後あるいは夏休みにおいてプールで泳ぐことにより、年々水の特性を理解することができるようになり、併せて水泳の楽しさ、自身の体力の向上にもつながったものと思っています。

こうした水泳の授業が学校で行われるようになったのは、1955年に高松市沖で修学旅行中の小中学生が乗った船が沈没し、168人が犠牲になった事故が大きく影響し、授業で教えるべきだという機運が高まったことによるものということでもあります。文部科学

省も、水難事故から子どもの命を守る点でも重要だとしています。

こうした中、現在では本町の小中学校のプール設置率は100%となっており、それぞれの学校のプールで水泳授業が行われているわけですが、本町において水泳授業の重要性をどのように捉え、実践されているのか伺います。

次に、児童生徒が安全かつ円滑にプールを活用していくためには、プールの水質や関連施設の維持管理が重要と思われます。これらについて、それぞれの学校においてどのように行われているのか伺います。

次に、近年では全国的に、プール施設の老朽化、気候変動、教育現場の働き方改革など様々な要因により、学校での水泳授業の回数が減ってきているという報告があります。このように実技をやめる動きが相次いでいる水泳の授業について、日本水泳連盟は4月9日の理事会において文部科学省に継続を求めていく方針を決めたということです。全国的にこうした動きがある中、本町において学校でのプールで水泳授業を実践していく上でどのような課題があるのか、また、その課題についてどのように見直しを図っていくのか伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 丸川議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

これまでも町では、「まちづくり・地域づくりの基本は人づくり、人づくりの基本は教育」という考えの下に、質の高い教育の推進と教育環境の改善に向け、様々な事業を展開してきたところでございます。

ご質問いただいた水泳授業につきましては、先ほど議員から質問の中にあっただけですが、生きていく中で必要な知識・技能を身につけるための重要な授業であると認識しておりまして、町といたしましても、その重要性を認識した上で、効果的な学びの体制整備と安全安心を確保するための施設整備など引き続き取り組んでまいり所存であります。

なお、水泳授業の重要性や、水質・施設の維持管理、課題などにつきましては、教育長よりお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅原隆男） 教育長、迎田浩昭君。

〔教育長 迎田浩昭 登壇〕

○教育長（迎田浩昭） 学校プールにおける水泳授業についてお答えを申し上げます。

本町では、今年度からの白鷹町教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱に「知・徳・体が調和し、社会の変化に対応できる白鷹の子供の育成」を基本的な方針の一つとして掲げて、各学校の特色を生かした体力づくりを推進し、体力・運動能力の向上を図っており、水泳授業もその一環として行っているところでございます。

初めに、町内各小中学校の現在の水泳授業についてお答えを申し上げます。

現行学習指導要領において、児童生徒の成長段階に応じて次のようなことが求められております。小学校低学年では、水遊びの楽しさに触れ、水慣れを通して不安感を取り除き、心地よさを味わい、潜る・浮くなどの基本的な動きを身につけること。高学年ではさらに、体の動かし方や呼吸動作などの基本的な技能を身につけること。中学校では、泳法を身につけ、効率よく泳ぐことができるようにすることとなっております。水との触れ合いを楽しみながら段階的に泳法技能等を身につけ、健康維持や水中での安全確保、水の事故防止に関する心得を遵守することが重要視されております。実施に当たっては、小学校では全学年、中学校においては1学年及び2学年において必修科目、中学校3学年では選択科目として位置づけられております。町といたしましても、児童生徒の心身の成長発達に欠かすことができない科目の一つであると認識をしております。

なお、事故の危険性が高い授業でもありますので、当町では何よりも安全確保を最優先に、指導上では、児童生徒を2人1組でペアとなり互いに安全を確認し合うバディシステムを取り入れたり、教員や学校生活支援員が複数で指導に当たるなど特段の配慮を行っております。

次に、水質管理や施設整備についてお答えを申し上げます。

水質検査につきましては、ワンシーズンに1回から2回、専門業者による学校衛生基準に基づく水質検査を行い、衛生面での安全確保を行っております。

また、学校プールの維持管理につきましては、プール使用開始に向けた準備として、毎年度、専門業者によるろ過装置のカートリッジ交換及び保守点検を行っております。加えて、各校プール開き以降は、体育主任や学校業務技術員が日々の水質管理及び維持管理を行い、安全な水泳授業実施に備えているところでございます。

続きまして、現在、教育委員会として捉えている課題についてお答えを申し上げます。

1つ目は、プールの老朽化です。

各小学校のプールは建設から35年以上が経過しており、老朽化が著しいことから、プール内部塗装やプールサイド、フェンス、控室改修などの長寿命化工事も計画的に実施してきました。

加えて、白鷹中学校併設の町民プールにつきましても建設から15年が経過、プール内部やプールサイドに経年劣化が見られることから、適宜修繕を行いながら使用しているところであります。今後も、計画的な修繕の実施や、整備計画に沿った対応が必要と考えているところです。

2つ目は、気温上昇に伴う熱中症の危険です。

以前は水温が上がらず授業ができないという場面があったのに対し、近年においては逆に、気温・水温上昇に伴う熱中症等の危険性がある状況において授業を中止せざるを得ない場合も出てきております。

また、夏季休業中のプール開放日数ですけれども、昨年度は各小学校においては3日から6日でありました。約3週間の夏季休業期間を考えますと、熱中症対策等によりプール開放日数が少ない状況となっております。

児童生徒の安全確保と熱中症対策を徹底しながら、何とか授業時間数や夏季休業プール開放日の確保を今後行ってまいりたいと考えております。

3つ目は、人員確保であります。

監視や見届けを行う人員不足、放課後の水泳指導による教員の負担増に加え、夏季休業中におけるプール開放時は、基本的に学校生活支援員に監視を依頼しており、その人員確保も課題となっております。

このような施設、安全性、人員確保への課題に対しては、近隣市町村や全国的な事例収集に努めるとともに、町民の皆様のご意見を賜りながら検討を継続し、よりよい教育環境の改善、整備につなげていきたいと考えております。

以上、丸川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（菅原隆男） 丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） それでは、2次質問を続けさせていただきます。

本町における水泳授業は、ただいま町長、教育長から答弁があったとおり、大変重要なものと認識されておられるようであります。今年も6月に入りまして各学校のプールが開放される時期が近づいてきたわけでありましたが、今現在の各学校のプールが開放される時期と、そして、各学年ごとに差があると思われませんが、水泳授業の各学年の回数を、どのくらい本町では予定されているのか伺いたいと思います。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えいたします。

町内小中学校の水泳授業につきまして、今年度は、6月中旬から夏季休業前までの期間にプールを開放いたしまして、小学校では各校6学年の合計で約50時間、中学校では3学年の合計で約15時間の水泳授業を予定しております。

また、夏季休業中における学校プールの開放状況につきましては、先ほど教育長が答弁したとおり、昨年度の開放日数は各小学校3日から6日であり、今年度におきましては、熱中症等への対策のため、各小学校において7月下旬または8月上旬をもってプールの開放を終了する予定となっております。

○議長（菅原隆男） 丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） 6月中旬から夏休み前、そして夏休みも開放されるということでありましたが、各学年ごとの授業を通してマスターすべき項目があるわけでありましたが、泳力という考え方であろうかと思いますが、本町における児童生徒の泳力といたしますか、各目標の達成状況というものはどのようなものと捉えているか伺いたいと思います。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えをいたします。

現行の学習指導要領において、児童生徒には、水との触れ合いを楽しみながら段階的に泳法技能等を身につけることが求められておりますので、町内小中学校では、技能習得のために必要な授業時間を確保し、水泳授業を実施しているところでございます。

児童生徒の泳力につきましては、個人差が生じるものではございますが、おおむね発達段階に応じた技能を習得しているものと認識をしております。

○議長（菅原隆男） 丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） おおむねほとんどの学年で達成しているということですので、こうした人の中からオリンピックを目指す、競技志向を目指す児童生徒が出てくることを期待しております。

そして、日本は四方を海に囲まれ、川も多く、本町には最上川も流れています。こうした環境により、子どもたちが親と共に水辺でのレジャーを楽しむ機会も小さい頃から出てくると思われま。こうしたことを楽しむ上でも、水難事故が起きたときの対処法なども含めれば、自分自身の命を守る手段として本当に水泳授業において泳ぎ方を学んでいくことは大切なことだと思います。

こうした中において、全国で児童生徒の水難事故が毎年のように報道されているわけですが、先日、6月2日の山形新聞にも、岡山県で小学1年生が誤って池に転落して死亡したと見られる事故の記事が掲載されておりました。このような水の事故は着衣のまま発生することが多いのではないかと考えられます。このようなことから、水着での泳ぎと違う泳ぎの難しさを体験させるため、着衣水泳の授業が必要であると思っておりますが、先ほどお聞きした水泳の時間の回数の中に、こうした着衣水泳というものを実施されているか伺いたいと思っております。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えをいたします。

現行の小学校学習指導要領には、より現実的な安全確保につながる運動の経験として、着衣をしたままの水泳運動を指導に取り入れることも大切であると明記をされております。したがって、町内小学校におきましても、万が一水難事故に遭遇した場合に備え、着衣水泳の授業を年1回行っている状況でございます。

○議長（菅原隆男） 丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） 分かりました。靴を履いたままというのは私も経験ないのですが、これからもお願いしたいと思います。

次でございますが、水泳授業は安全面での配慮型の体育の授業よりも特に重要となると思われま。本町においてこうした安全性を優先して授業を行っているという答弁がありますが、安全確保を優先にされている授業のほかにも、小学校というものは、教科別の授業、先生はいないわけですが、小学校の教職員の方における水泳の専門性と

いうものを担保といいますか、どのように捉えられているか伺いたいと思います。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えいたします。

小学校では、原則として学級担任の教師が水泳の授業の指導を行っております。水泳の専門性につきましては、不特定の教師を対象にした水泳指導研修は行われておりませんので、技術に関する専門性担保を確保することは難しい状況となっております。

しかし、町では、水泳授業における万が一の有事の際に的確に対応できますよう、毎年、水泳シーズン前に救命救急講習会を開催しまして、多数の先生方に受講をしていただきながら、救命救急に関する専門的な知識と技術の普及に努めているところでございます。

○議長（菅原隆男） 丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） やはり小学校での水泳授業は競技志向というわけではないので、その点は分かりました。救急救命は本当に事故のないようによろしくお願ひしたいと思います。

そして、答弁にもありましたが、最近では気候変動で本当に熱中症対策が大切だということでありまして、気温上昇に伴う熱中症の危険性に答弁あったわけではありますが、我々の年代においては、水温や気温が上がらずに、答弁にもありましたが、寒くてプールの授業が中止になったことはありましたが、暑さのために中止になったということは本当に記憶にないというか、なかったことだと思います。それこそ、夏休みになったら毎日プールに行って泳いだ記憶があります。

しかし、現在においては暑さのために授業を中止する場合も出てきているということが答弁にあったわけではありますが、こうした暑さ対策をする上で、昨年度、一昨年度と、中止になったという実際の状況というものをお聞かせください。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えいたします。

日本水泳連盟では、かつて、水温と気温を足した温度が65度以上になった場合においては泳ぐ時間を短くすることと定めまして、屋外プールを使用する上での安全の目安を設定しておりましたが、令和5年6月の文部科学省事務連絡「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」には、熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数を用いることが考えられると明記されていることから、現在、各小中学校では、暑さ指数を基準として水泳授業の可否を判断をしている状況でございます。

昨年度及び一昨年度の水泳授業の実施状況につきましては、当初予定していた水泳授業が気温や水温の上昇により中止になったケースもございましたが、急遽、別の科目に切り替えまして、日程を調整しながら、別日に水泳授業を振り替える等の対応を取って、

おおむね予定どおりに水泳授業を実施することができました。

しかし、夏季休業中における学校プールの開放状況につきましては、一昨年度の開放予定日の日数が7日から10日であったのに対しまして、開放日数が5日から10日、昨年度の開放予定日数が3日から7日であったのに対し、開放日数が3日から6日と、開放日数が年々減少しており、近年の顕著な気温上昇がプール開放日の減少要因の一つになっているものと認識をしているところでございます。

○議長（菅原隆男） 丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） 昨年、一昨年の状況というものは、その日が中止になっても、振替して、ある程度予定どおりの授業の回数が達成できたということではありますが、こうしてくると、子どもたちが予定していた時間にできなくなるということで、子どもたちの精神的な状況にも影響してくると思われま。

そこで、児童生徒の心身の成長、発達に欠かすことのできないものと本町では水泳授業を認識されておられますので、学校で計画どおりの水泳授業を実施していくことが大切になってくると思われま。そしてまた、町総合計画後期基本計画にも、スポーツの推進として、町民が元気で、生きがいを持って暮らし続けるためには、仕事以外にスポーツやレクリエーション活動に親しんでいくことが大切とも認識されておられ、施策の内容として魅力あるスポーツ施設の充実と計画的な整備改修ということが挙げられています。

このようにプールでの水泳授業の重要性と町民の健康維持について考えれば、天候に左右されないプール施設の対策も検討していく必要があるかと思われま。今の考えと申しますか、状況を伺いたいと思いま。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） まずは現時点における児童生徒を大切にしていこう。そういう中で、文部科学省からの通達等々について履行をするということが我々に一番求められているものではないのかなと思いま。現時点で申し上げることは、多分、昨日今日あたりのマスコミでたくさん報道になっていますが、出生者数が70万人を切った。これはもう本当にゆゆしき問題であると私は認識しているところでございま。まずこの原因を探りながら、私どもの町としては、今おられる児童生徒を大切に大切に育てていく必要があると。これは私どもに課せられた大きな責任と課題だと認識をしているところでございま。

そのようなこともありまして、やはり町民の皆さんの健康ということを中心に考えていかなければならないと。これは児童生徒も同じというレベルでお聞きいただきたいと思いま。その中で、このたび健康福祉センター等々の改修もそのような視点でやらせていただきたいと思っているところでございま。

それから、健康という視点から見た場合にはどうなのかということに相なろうかと思

いますが、私自身は、水泳授業というだけじゃなくて、健康づくりという視点も含めながら、果たしてその可能性があるかどうかの探りは入れていきたいなと思っております。先般、実は職員と共に文部科学省あるいはJSC日本スポーツ振興センターにもお邪魔してきたわけですが、その際に、知恵を貸してほしいという意味合いで、いろいろ情報交換をさせていただいてきたというのが実情でございます。

○議長（菅原隆男） 丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） 町民の健康志向というものを考えていくことが大切かと思えます。

そして、やはり子どもたちも町民一丸となった健康づくり、よろしくお願ひしたいと思えますが、例えば、熱源に再生可能エネルギーとして本町の特性を生かした木製チップを使った温水化や、プールを囲んで温度の調整を図れば、夏季に限定されず、5月くらいから10月くらいまでプール施設が使用可能になると思われますが、こうした室内プールについてという考え方はいかがでしょうか。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 室内プールまでは私はまだ飛躍できませんけれども、そういう施設の必要性は私自身も認識はさせていただいているということでもあります。ただ、これはあくまでも健康という視点からいきたいと。

子どもたちの水泳授業については、先ほど議員さんからお話がありました高松沖での本当に痛ましい事件、私自身思い出しますと、私、ちょうど小学校に入る前の年でした。十王小学校に入学したのですが、十王小学校はプールがない学校でございまして、練習させていただいたのはコンクリート貯水池とあと荒砥川をせき止めたところで、そこで授業などもさせていただいた思い出がございます。やはり自分の命は自分で守るということ先輩からいろいろ教わって、私としては大変いい先輩に恵まれてきたなと思っておりますし、6年生のときに、荒砥中学に来る前の年、プールができて、そこで模範泳法などさせてもらったのは忘れられない思い出でございますし、それから、稲荷が丘にありました前の町民プールですが、あそこは中学校1年生からいろいろ話があって3年生のときにできたものでした。そのときにも私はあそこで、一番早くではありませんが、何番目かに泳がせていただいたという思い出はやはり忘れ得ない思い出でございますし、その必要性は十分私も感じておりますし、これからいろいろな知恵を絞りながらですね、絞らせていただきながらとしか言わざるを得ないわけですが、やはり財源の問題を含めて木質バイオマスを使うということが一番理想的な感じはいたしますけれども、果たして将来そのような形で通していけるかどうかということなども、いろいろなコストを考えながら対応していくしかないのではないかなと思っておりますし、私自身としては皆さんからいろいろな情報をいただきながら方向性を探っていきたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思っておりますのでございます。

○議長（菅原隆男） 丸川雅春君。

○6番(丸川雅春) ただいま町長の貴重な経験談をお聞きしました。今の子どもたちが本当に我々が子どもだった頃と違って、夏になればプールに入るのが当たり前だと思っていたことが、今、ちょっと逆になってできないという状況にびっくりしているところでもあります。

こうした、今まで私が申し上げましたことや、町長から答弁していただきましたことを考えて、各学校のプールの稼働率は本当に下がっているんだなと思われれます。そして、出生数が70万人を割ったということで、少子化による児童生徒の減少、こういうことを考えた場合、今まで出てきました課題等を含めた今後の水泳授業の在り方も、未来に向けて、将来に向けての在り方も変わっていく必要があるかと思われれますが、今、こうした状況の中での将来的なことをどのように思われているか伺いたいと思います。

○議長(菅原隆男) 教育長、迎田浩昭君。

○教育長(迎田浩昭) 水泳授業については、先ほど申しましたように、おおむね予定どおり各小中学校において行われているものの、先ほど申し上げたとおりですけれども、近年の気温上昇や人員不足による夏季休業中のプール開放日の減少などにより、数年前と比較すれば稼働率は下がっている状況であります。また、少子化につきましては、現在の町内での出生数から推測すると、年々児童生徒の人数は減少していくことが見込まれます。

このような状況下ではありますけれども、町長答弁にもありましたとおり、自分の命は自分で守ることを学ぶ水泳授業は、将来にわたって欠くことができない重要な科目であると認識しております。そして、児童生徒には、水泳の楽しさを感じてもらい、体力の向上にもつなげてもらいたいと考えているところでございます。

水泳授業の実施に当たっては、様々な課題がございますけれども、実情に合わせながら一つ一つ解決方法を模索し、児童生徒が技能を習得し、そして泳力を向上させるとともに、楽しく授業を受けることができるよう、学習環境の整備を今後も進めてまいらなければならないと認識しているところであります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長(菅原隆男) 丸川雅春君。

○6番(丸川雅春) 水は怖くなく楽しいものだということを教えていかなければならないと思われれます。そして、本当に町民の皆さんの体力向上のためにも、こういった施設の前向きな検討をお願いしたいと思います。

そして、有事の際は自分の命を守るということが一番大切であり、そしてまた、泳力を身につければ、水難事故に遭った人を助けるということも可能になるかと思われれます。様々な課題を今教育長に答弁していただきましたが、これからの未来を担う児童生徒の体力向上にもつながる水泳授業を工夫しながら継続させていただきたく願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長(菅原隆男) 以上で、丸川議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を2時20分といたします。

休 憩 （午後2時05分）

再 開 （午後2時20分）

○議長（菅原隆男） 休憩前に復し、再開いたします。

一般質問を続行します。

次に、育児と仕事の両立に向けたさらなる支援を期待する、3番、横山和浩君。

〔3番 横山和浩 登壇〕

○3番（横山和浩） それでは、育児と仕事の両立に向けたさらなる支援を期待すると題しまして一般質問をさせていただきます。

出生数の減少が続く中、育児と仕事の両立支援は働く世代の安心につながる不可欠な施策です。企業、民間、行政がそれぞれの立場で多様な取組を進めており、白鷹町においても、妊活支援から学齢期までの切れ目のない支援体制が整えられていることは、町民から高く評価されています。これらの取組は今後さらに重要性を増していくと考えております。そこで、育児と仕事の両立支援に関し、3点質問いたします。

最初に、白鷹町子ども・子育て支援事業計画について伺います。

令和7年度より第3期計画が始まりましたが、計画の策定に当たり、町民ニーズの把握として調査を実施されていると承知しています。そこで、第2期から第3期にかけて、育児と就労の両立に関する町民のニーズにはどのような変化が見られたと分析しているか、また、その声を第3期計画にはどのように反映させたのか、具体的にお伺いします。

次に、健康福祉センターの改修について伺います。

令和6年度より工事が始まり、機能面にも変化があると聞いております。この改修を契機に育児支援機能の充実が期待されますが、特に働く保護者への支援に関する新たな支援や具体的な機能強化についてお伺いします。

最後に、病児・病後児保育について伺います。

病児保育は、子どもが発熱や感染症などにより通常の保育を受けられない際に、看護師や保育士が常駐する施設で一時的に保育を行うものであり、病後児保育とは、子どもが病気の回復期にあつて、保護者が仕事を休めない場合などに一時的に子どもを預かる保育サービスと理解しております。ともに保護者が安心して働き続けられる環境づくりに資する制度です。

これらのサービスを利用する場合に、町では利用料助成という形で一定の支援がなされていますが、町内には関連施設が存在しないことから、身近に必要なだとの声が子育て世代から寄せられております。

この点については、第3期白鷹町子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査においても要望が上がっており、「病児・病後児保育については、要望が高まっている中、小児

科医が不在である当町において実施可能な方法等を十分検討していく必要があります」と記されておりますので、町として今後どのように対応していく方針かを伺います。

以上、育児と仕事の両立を支える施策として、町が今後どのように取組を進めていくのか、その方向性について質問させていただきます。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 横山議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

昨年度、町は、本町の子ども・子育て施策のさらなる進化を目指し、第3期白鷹町子ども・子育て支援事業計画を策定させていただきました。

初めに、計画策定過程において行いましたアンケート調査から把握した現在の状況、ニーズの変化等と、計画への反映についてお答えをさせていただきます。

1つ目が、フルタイム就労している母親の割合が、平成30年度の調査と比較して3.6%増加し、74.7%になっていることが挙げられます。これは、町内全ての教育・保育施設でのゼロ歳児からの受入れに加え、保育料と副食費の完全無償化の実施等により、母親が就業しやすい環境が準備されたことが要因の一つとして分析をさせていただいているところでございます。

第3期計画においても、引き続きゼロ歳児からの保育や延長保育、土曜保育を教育・保育施設と連携して実施していくことに加え、開所時間以外等の補完機能として、地域で会員同士が子育ての相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の充実についても併せて取り組むことで、子育て世代の仕事と家庭の両立を支援していくこととさせていただいております。

また、日常的な保育を家庭内で誰が行っているかという問いに対し、父親、母親ともに育児を行っていると回答した方が9.6%増加し、71.5%となっております。このことは、父親が育児に参加する意識が高まっていると分析している一方、母親と父親の育児休業の取得状況については、母親が75.8%、父親が13.4%という結果であり、母親と父親ではまだ差がある現状となっている状況でもあります。

第3期計画においては、父親の育児休業取得を促す機運醸成として、関係機関と連携したワーク・ライフ・バランスに関する啓発セミナーやワークショップの開催、父親を対象とした「子育てをまなぶ・たのしむパパ教室」の実施等により、父親の子育てへの参加をより一層推進し、働き方や生活の見直し等について啓発を図っていくこととさせていただいているところでございます。

次に、健康福祉センターの改修に伴う育児支援機能の充実についてお答えをさせていただきます。

本施設につきましては、昨年度より、健康福祉センターの一部を改修し、子育て・健康づくり・多世代交流機能を持つ複合的な拠点施設として整備してまいりました。

子育てに関する新たな機能として、10月オープンに向けて、多様な働き方に対応するためのコワーキングスペースに加え、子育てに関する相談会や子育て教室等を開催し、子育て世代が交流できるスペースを設置いたします。また、子どもと一緒に来館しても、自身の健康づくりやワーク等に取り組むことができるよう、キッズスペースや託児室、授乳やおむつ交換のためのベビールームを準備いたします。

施設の運営につきましては、施設管理者による管理運営を想定しており、利便性向上の観点から、夜間や土日も利用いただけるよう調整してまいります。

さらに、本施設の整備と併せて、スマートフォン等から各種申請、講座等の予約ができる仕組みや、子どもの健康、子育てに関する専門職等にオンラインで相談できる仕組みを構築し、デジタル技術を活用することで、働く保護者の負担軽減、利便性向上を図ってまいります。

次に、病児・病後児保育についてお答えをさせていただきます。

病児・病後児保育につきましては、育児と仕事の両立を図る上で、子育て世代の皆様の一定のニーズがある一方、当町に小児科医がない現状や、施設整備、看護師、保育士の人材確保、搬送方法など、当町単独の実施には様々な課題があると認識をさせていただいております。

これに対して、現在、置賜定住自立圏の枠組みで病児保育を含めた子育て支援施設の広域利用の取組を行っており、置賜管内の病児・病後児保育を利用できる体制を整えているところでもあります。また、この仕組みを利用した際の利用料を全額助成し、負担の軽減を図っております。

今後も、利用者の負担軽減の支援を継続するとともに、広域利用の丁寧な周知、優良事例等の情報収集に努めてまいります。

以上、横山議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 答弁をいただきました。

最初に、第3期白鷹町子ども・子育て支援事業計画についてお伺いしました。こちらについて改めてお伺いいたします。

ただいまご答弁いただいた中で、第2期から第3期にかけて継続しつつ、女性のフルタイムの就労というのが増え、また、父親、母親ともに育児に取り組むということが増えているということを受けて、父親の子育てへの参加を推進していくのだということが新たな考え方として示されているということを理解したところでございます。

この父親の子育てへの参画の推進に当たって、具体的にどのような事業を想定されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

第3期計画におきまして、関係機関と連携したセミナーやワークショップの開催、子育ての方法を学び、家庭で子どもと楽しく過ごすためのスキルアップを応援するために、先ほど町長からも答弁ございましたように、「子育てをまなぶ・たのしむパパ教室」を行っているところでございます。昨年度は3回開催いたしまして、延べ13名の父親、母親に参加していただいたものでございます。

内容といたしましては、各専門職による、家族が仲よく暮らすための秘訣、あとは子どもの心に響く絵本の読み聞かせ、父親が育児参加する子どもへのメリット等の講話を行ったものでございます。あわせて、託児も行い実施したものでございます。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。父親の参画、私が小さい頃よりも随分増えたなと思うのですが、父親がやはり関心を持っていただくということがとても大事なかなと思います。男性と女性でやはり興味の範囲というのは少し違う部分もあると思いますので、内容の工夫であるとか、実際に参加してよかったと感じてもらえるような満足度を高める取組、そして見せ方ですね、PRの方法なども工夫していただきながら、一人でも多くの父親の参画をいただけるように取り組んでいただければなと思います。

続きまして、ただいまご説明いただきました子ども支援に関する取組以外にも、様々な取組を白鷹町で行われていると理解しております。その一つは、児童発達支援センターにこっとであると思いますし、ヤングケアラーの支援などもその一つと考えております。

児童発達支援センターにこっとは令和5年度に開園して3年目に入っていると理解しております。これはやはり働くパパ、ママへの支援に十分つながっているものと理解しております。ただ、児童発達支援、放課後等デイサービス、ともに定員が10名と理解しているのですが、利用状況とか利用者さんからの声というものについて、どのようなものか伺います。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

児童発達支援センターにこっとにつきましては、児童発達支援の1日当たりの平均利用人数は5名から7名、放課後等デイサービスは1日当たり10名から11名が利用されている状況でございます。

サービス利用に当たりましては、相談支援事業所が中心となっていただきまして、保護者の利用希望に基づき、町内外のサービス事業所の利用調整をしていただいております。

保護者の方からの評価につきましては、おおむね適切な支援を提供できているとの評価をいただいているとお聞きしているものでございます。

以上です。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。ただいま人数もいただきましたし、おおむね適切というお言葉をいただきました。

もう片方で、児童発達支援センターにこっこのウェブページを拝見してみますと評価の結果というのが出ておまして、そちらを見ますと、一つの考え方かもしれませんが、令和6年度の放課後等デイサービスに関しては、利用希望者に十分に応えられない、常に満員状態で希望どおりに使えない、入れないというコメントもあったように思います。そこを受けて、新しい施設、場所の確保というものが一つの課題という言葉が載っておったのですけれども、この評価というのはいかに捉えておられるのかお伺いいたします。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

児童発達支援センターにこっこの自己評価としまして、議員おっしゃられたとおり、利用希望者の受入れ体制、あとは複数の福祉サービスを提供していることによるスペース活用について課題があるとお伺いしております。

町といたしましても、特に放課後等デイサービスは利用する期間が18歳までと長いことから、利用者や利用希望者が多いサービスであり、新規利用希望者も増加傾向にあると捉えております。

今後につきましては、ほかのサービス事業所利用などの調整を図っていきつつ、長期的な利用を予測した上で、事業所の考えもお伺いしながら、サービス提供体制整備を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。

同じ質問になるかもしれませんが。放課後等デイサービスというのは既に満員のような状況にあって、そして、今お話ししていただいたとおり18歳まで使うことができると。年々新しい利用者が増えても、利用を終えるという方が少ない中、18歳まで増えていくと。どんどん人数が増えるはずなのに、定員10名になっているということで、新しい利用というのは受入れが本当に厳しくなっていくのかなという心配があります。これを課題とした場合に、現在、関係者さんとの協議、調整というのは行われているのかお伺いをいたします。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

子どもさんの出生数が少なくなっているという状況がある中で、支援を必要とする子

どもさんが増えているという状況がございます。この状況につきましては、やはり児童発達支援センターにこっとのような身近に療育を受けられるサービスの事業所ができていくということも非常に大きなことかと思っております。

利用を希望するお子さんがきちんとサービスを利用できるように、現在サービスを提供していただいている事業者様、あとは町外の事業者様とも利用調整を図りながら、情報共有もしながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 本当に貴重な施設の存在でもありますし、そういうことがあるからこそ、安心して町内に住んでいただける環境でもあるとは認識しておりますが、ただ、やみくもに定員を増やすということになりますと、人材確保、要するにそれらを教えていただける先生方の確保というものは、これは簡単にできるものではないと。全ての介護人材を含めて非常に少なくなってきたということでありまして、それらの支援をしていただける方々を探すことができるかということも大切です。

今課長が申しあげましたように、かつて出生者数が100名以上のときに、そういう施設の要望というのはほとんどなく、保育園の中で何とか対応してきたというのが実情でございます。このたび、この児童発達支援センターにこっとを設置しましたならば、そういう方々がたくさんいるのだなということをお自身も改めて認識を高めたところでございます。

今後においては、出生者数が50人以下であるということを前提にした場合、どういうふうにしたらいいのか。あと、放課後等デイサービスについては、またこれは利用できる期間が18歳までということでもありますので、この辺については、今後の見通しなども立てながら、関係者の皆様のご意見を伺いながら対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。人材の問題、そして場所の問題が解決しないことには、やろうと思ってもできないことだと思います。そのあたりについて、重々協議、検討を行っていただきたいなと考えるところでございます。

児童発達支援センターにこっとの取組というか、社会福祉協議会の取組かなと思うのですが、さくらカフェというものを行っておられると理解しておりますが、取組についてどうかということをお伺いいたします。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

さくらカフェにつきましては、社会福祉協議会に委託をさせていただいて、事業実施をしていただいているところです。療育が必要なお子さんの親御さん同士が情報交換を

したり、あとは専門の講師を招聘しての講習会を開催したり、そういうことで社会福祉協議会で工夫をしながら事業を実施していただいているところがございます。

以上です。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。必要と思われる方に使っていただきたいと思えますし、知り合いにそういった方がいるのだとかという方に知識を学ぶような機会にもなると思えますので、多くの方に使っていただくようなことも考えていただくことも大事なかなと考えるところがございます。

続きまして、ヤングケアラーへの支援についてお伺いいたします。

令和4年3月の議会で笹原議員が一般質問なされたかなと記憶しております。このヤングケアラーへの支援というのは、子どもさんへの支援ではありますが、保護者さんが安心して働ける環境を整えるということにもつながるのではないかなと思います。そういった意味では大変期待したいなと思っているところであります。

そのとき、答弁の中で教育長さんから、特に心配な事案については、健康福祉課と連携を図りながら情報共有をしていくのだというご答弁をいただいたと理解しております。まずは、知らない人がまだまだいるのだという答弁もあったかと思えますので、周知に努めるということを引き続き取り組んでいただきたいと思うのですが、それと併せて、これまで教育委員会との連携の中でどのような取組があったのかについてお伺いいたします。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

令和6年度より、妊娠期から子育て期まで、そして子ども本人や家族が抱える様々な問題について一体的に相談対応を行う機関として、こども家庭センターを設置いたしまして、ヤングケアラーの相談窓口も教育委員会からこども家庭センターになったものがございます。

その相談窓口の周知やヤングケアラーにつきまして、ポスターの掲示やリーフレットの設置を小中学校へ依頼をさせていただき、対応をいただいております。今後もさらなる周知に努めまして、引き続き教育委員会と連携を図りながら必要な支援につなげてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。

続きまして、健康福祉センターの改修に関してお伺いをしたいと思います。

こちらご答弁いただいて、様々な取組が子育て支援についてあると、関わるということを理解したところなのですけれども、この中で、一番最後のほうでベビールームを整

備するというお話をいただきました。

これに関連するのかなと思うのですが、山形県の取組として、やまがた「赤ちゃんほっとステーション」という取組があるようでございます。外出先でも安心して授乳・搾乳、おむつ替えができるようにという、そういう施設に対して登録、周知という取組のようですが、白鷹町で1件登録されていて、役場、中央公民館のところにある部分だと思うのですが、健康福祉センターの改修に当たって、この赤ちゃんほっとステーションにつながるような考え方を考慮されているのかどうかお伺いいたします。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたように、健康福祉センターにつきましては、現在でも授乳やおむつ替えにご利用いただけるスペースがございます。センター改修後につきましては、ミルク用の給湯設備の整備などにより、より使いやすい施設となるよう準備してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。改修に当たり、さらに一步進むのだということかなと理解したところです。

赤ちゃんほっとステーションを導入するとなると山形県による補助制度もあるということは何らかの文書で拝見したところです。既存の白鷹町内の公共施設での設置とか登録というものを検討してはどうかと思うのですが、そのあたりについてお考えを伺います。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

赤ちゃんや小さなお子さんがいらっしゃる方にとっては、外出する先々にプライバシーが守られた授乳やおむつ交換ができるスペースがあることは、いつでも安心して外出ができるための重要な環境であると考えております。

町の第3期子ども・子育て支援事業計画の中で、施策目標に「こども・子育てに配慮したまちづくり」を掲げておりまして、赤ちゃんほっとステーションの設置が広がることにつきましては、個別目標でもある「安心して外出できる環境の整備」につながると考えておるところでございます。

以上です。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。

続いて、最後の質問でございますが、病児・病後児保育に関してお伺いしたいと思います。

町長の答弁で、当町単独の実施は様々な課題があると認識しているという答弁いただきました。実際そうなのだろうかと理解しているところでございます。なかなか厳しいと思えますけれども、町民の声としてこれを設けてほしいという声があるものですから、引き続き実現に取り組んでいただければなと考えております。

その上でなのですけれども、病児・病後児保育の施設は、白鷹町内にはないけれども町外にはあると。そちらは登録をして利用するという仕組みになっていると理解しておりますが、白鷹町内の方、どの程度、人数ですね、どれぐらいの方が実際登録して利用されているのか、お伺いをいたします。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

現在、利用可能な主な病児・病後児保育の施設は置賜地域に7か所ございますが、5月現在の登録者数は、長井市の病児・病後児保育施設のみつばちルームに20名、川西町のげんきルームに6名とお聞きしております。

利用料を全額支援している働くパパ&ママ子育て応援事業の昨年度の利用世帯数は、2世帯という状況でございました。

以上です。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。2つの施設に26名の方が登録されているということで、事前に登録しておかないと使えないという意味では、極端な話ではありますが、お子さんをお持ちの方全員登録しておいて、いざというときには使えるようなという考え方もあるのかなと思います。そこまで実際ならないと思いますけれども、なぜそこまで人数が増えていないかという、使い方がよく分からないとか、そもそも知らないとか、そういったところが原因の一つにあるのではないかなと。これは私の勝手な想像ではありますが、そういった意味では、答弁にありましたけれども、周知に取り組んでいただきたいと思います。

あわせて、置賜定住自立圏、全ての自治体で必要な施設を全部造っていくというのはやはりもう時代に合わないということが背景にあると思います。その中で、生活機能を補完し合うのがこの機能、自立圏の考え方だと思います。そういう意味では、病児・病後児保育に限らず、置賜定住自立圏の中でいろいろな施設をみんなで使い合っていくのだという考え方も一つしっかりとお伝えいただいて、その上でこの病児・病後児保育についてはここを使っていきましょうということをお知らせいただいて、結果、我々の生活がこの地域で自立できるようにという考え方で進めていただければなと私自身は考えるのですけれども、そのあたりについてお考えを伺います。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 私も、病児・病後児保育については、その重要性は認識しているつ

もりではございます。しかしながら、現実的に自分の子どもが病気になったというときに働かなければならないという環境が、逆に私はちょっといろいろなものを阻害しているなど認識しております。

かつて私も福祉を担当したときにも、いろいろなそういう要望もありました。しかし、まずは一つは、それをする施設として、何と申しますかね、雑菌が入らない部屋をつくったり、それに専門の保健師さんとか看護師さんを準備しなければならない。それとさらに、その施設に入るには、ドクターの診察も必要だということで、この辺はやはりそういう時間的ないとまも含めてなかなか厳しいものがあるのかなと、私はその当時認識をさせていただきました。

その状況は私は決して今も変わっていないのかなと。やはり、置賜定住自立圏というよりも、置賜の中でどういう責任を持って、我々が、行政がそういう施設の運営ができるかどうかということではないだろうかなと思っている中では、現時点での、私は、対応が今の段階ではベターなのではないのかなとは認識をしているところでございます。

ただ、これがそのような数字だけで移行するわけでもありませんし、医療機関の問題もありますし、この辺はトータル的なおベストなものを目指していくべきだという考え方には私も賛同いたしますので、どういう状況がベストなのか。やはりドクターがいて、子どもたちを、身の回りを見てくださいる保健師さんなり看護師さんが常に常駐する、さらに保育士さんも常駐するという環境を整えられるかどうか。私はかなり厳しいものがあるのかなと思いますけれども、後ろ向きにならないように、そのニーズにお応えできるように、いろいろ検討はさせていただきたいと思っているところでございます。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。

そのほかの部分になるのですが、子どもを育てていらっしゃるお父さん、お母さん、ご家族は、こちら役場の窓口などに来る機会もあろうかと思えます。子どもさんを連れてご家族が役場のほうに訪問されたときに、保護者の方が相談するときに集中できるようにということも、行政として、あるいは窓口として、していただきたい努力かなと感じるので、そういう子どもさんが気持ちよく過ごせるような環境づくりというようなものがそこにあるのかなと考えます。

健康福祉課さんで、こういう子どもさんが気持ちよく過ごせるための取組というものをやっているのであれば、その内容についてお伺いいたします。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

健康福祉課の窓口で小さなお子さんを連れて来庁された場合に、健康福祉課の保健師や保育士が子どもさんの世話をし、例えば親御さんの近くで絵本の読み聞かせを行ったり、だっこしてあやしたり、安全な状況で親御さんが安心して手続きができるような対

応を行っている状況でございます。

以上です。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。正直、そこまで対応されていると理解していなかったものですから、素晴らしいなと感じたところです。

今、健康福祉課さんの取組ということで伺いましたけれども、各課でも、保健師さんがだっこするなどというのはそれぞれ難しいと思いますけれども、可能な範囲で各課での対応が広がることを期待したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 白鷹町にとりまして、お子さん、児童生徒含めてでございますが、これは宝物でございます。そういう姿勢で取組をしていきたいということでありまして、今、ご本人が直接窓口に来なくても、いろいろな情報を提供できるというか、相談できるような体制も整えつつあると。個人情報の問題もいろいろありますけれども、そういう相談も可能になってきておりますので、これらについてはPRを進めながら、いろいろな相談ができるようにしていきたいということでありまして、現実論を申し上げますと、今いろいろな窓口で時短をしたいということで、県内にも労働時間を減らしているところがあります。朝8時半から開庁するわけですが、8時半から9時まではほとんどおいでにならないというようなこともあると聞いておりますし、うちの町の状況はまだまだ私この辺は調べさせていただいておりませんけれども、やはりそういうことも、これからの働き方改革ということを考えれば、そういう部分も頭に入れながら、トータルの町民サービスが落ちないような形をしていくということが必要なのではないのかなとは認識をさせていただいているところでございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。今、子どもさんの過ごしやすい環境づくりという話をさせていただいたところなのですけれども、例えば、町産材の木材を使って子ども用の椅子を作るとか、絵本を置くとか、可能な範囲の取組もあろうかなと思いますので、何かできることがあればぜひ進めていただければなと考えるところです。

もう一つなのですけれども、子育てタクシーについてお伺いしたいと思います。

子育てタクシーというのは、子育て中の家庭を支援する移動手段で、タクシー会社がサービス提供されているものです。白鷹町内では2つの事業所がこちらを提供されていると理解しています。

子育てタクシーを使うことで、学校へのお迎えに行ってもらったりとか、子どもさん1人でも指定の場所に連れていってもらったりとかということができると。かつ、講習をきちっと受けたドライバーさんがこれを担って、通常のタクシー料金で利用できるも

のということで理解しております。働くパパ、ママにとっては、いざというときに大変頼れる存在なのかなと理解しております。

ただ、こちらについても、利用に当たって登録が必要ということで理解しております。つきましては、白鷹町内における登録者数、そして実際子育てタクシーの利用者数がどれぐらいなのか、そのあたりについて把握しておられたら伺います。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） 町民の方が利用できるタクシー会社といたしまして、朝日観光タクシーと中央タクシーが事業を行っておられる状況でございます。

町民の登録者数でございますが、現在は朝日観光タクシーが27人で、利用者の方はいらっしゃらない状況でございました。また、中央タクシーの登録者は現在いらっしゃらないとお聞きしておるところでございます。

以上です。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。こちらも事前に登録していないと使えない。何かあったときに子どもを何とか運んでくれということ事前に登録することで可能になるサービスと思えば、もっともっと利用の登録だけでもあってもいいのかなと個人的には考えるところです。

こちらの周知、広報しらたか等で行われているのは理解しておりますけれども、まだまだ本当に知られていない可能性もありますので、周知の取組の充実ということも今後考えていってはいかがかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

この事業につきましては、しらたかまち妊娠・子育てガイドブックに掲載をさせていただいて周知をしております。引き続き県と情報共有をしながら、広く周知について継続してまいりたいと思っております。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。

本当の最後になりますけれども、子どもさんの数が減っているとはいえ、子どもさんは本当にお一人お一人なわけです。人数じゃなくて、お一人お一人にきちんと手を差し伸べる行政施策を今後とも進めていただきたく、期待をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 横山議員からの、ご質問というよりも、最後の子どもたちをもっともっと大切にしていけよというお話だと認識させてもらったわけですが、本当に白鷹町は、東京都と比べても決して、プラスな物はないかもしれませんが、トータルの

には県内においても決して遜色あるような子育て支援をやっているつもりはございません。しかしながら、子どもが生まれません。このまま続いたら、本当に白鷹町は将来どうなるのかという心配があります。

やはり、これから一番心配なのは30年後と言われておりますけれども、それまで白鷹町が存続できるかどうか。人口減少については、皆さん、この間マスコミ報道なったわけですからご案内だと思うのですが、決して山形県の、白鷹町としては、町村の中では極端に減り過ぎるということではないのですが、しかしながら、実際に残れるかどうかということとは全く違うと私は思っています。このままいったら本当に残ることができないのではないかとこの心配をしております。そのための政策をどのように取り入れながら取り組んでいくか、これがこれからまちづくりの重要な位置を占めてくる。

要するに、子どもが少ない、イコール人口が減るということではなくて、人口を減らさない努力を、これは当局としては当然それを推し進める必要があるだろうと思っておりますけれども、いろいろなものやってきてもこの状態ということですので、今後、もっと効果のあるものは何だろうということを考えながら、これは職員と一緒に汗をかきたいと思っておりますので、何とぞこの辺については、いろいろな皆さんもお知恵があると思っておりますので、お貸しいただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 以上で、横山議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終了しました。

ここで暫時休憩いたします。再開を3時15分とします。

休 憩 （午後3時02分）

再 開 （午後3時15分）

○議長（菅原隆男） 休憩前に復し、再開いたします。

○議第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第5、議第34号 白鷹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第34号 白鷹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

に伴い、所要の整備を行うため提案するものであります。

内容につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第34号 白鷹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例。

本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、本条例で定義をしております用語の引用条項を整理するものであり、公布の日から施行するものであります。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第34号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第6、議第35号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第35号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方税法の一部改正に伴い、町民税における特定親族特別控除の追加及び加熱式たばこの課税標準の見直しと所要の整備を行うため提案するものであ

ります。

内容につきましては、税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 税務出納課長、吉村秀昭君。

○税務出納課長（吉村秀昭） ご説明申し上げます。

白鷹町町税条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町町税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町町税条例の一部を改正する条例。

白鷹町町税条例の一部を次のように改正する。

一部改正要旨をご覧ください。

地方税法の一部改正に伴い、町民税における19歳から23歳未満の親族等に関する特別控除（以下「特定親族特別控除」という。）の追加及び加熱式たばこの課税標準の見直し等、所要の整備を行うものです。

各条項は記載のとおりでございます。

主な改正点を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第6条につきましては、公示送達の方法について、インターネットによるほか、町が設置する掲示場または電子計算機によることとするものでございます。

第20条につきましては、町民税における所得控除に特定親族特別控除を追加するものでございます。

附則第13条の2の2第1項から第4項につきましては、加熱式たばこを紙巻たばこへ換算する方法について、当分の間の措置として段階的に引き上げることを規定するものでございます。

2 ページをご覧ください。

附則につきましては、施行期日につきまして、各号に掲げる区分に応じ、それぞれの当該各号に定める日から施行し、附則第2条第3条、第4条については、それぞれの経過措置を定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第35号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第7、議第36号 白鷹町健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第36号 白鷹町健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、健康福祉センターについて、新たに子育て支援ネットワーク形成の推進、健康習慣の普及及び多世代交流の機能を加えるとともに、指定管理者による管理を可能とするため、提案するものであります。

内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） ご説明申し上げます。

議第36号 白鷹町健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をご覧ください。

本件につきましては、総合的な保健・福祉の拠点である健康福祉センターについて、現行の保健福祉センター機能に子育て支援ネットワーク形成の推進、健康習慣の普及及び多世代交流の拠点機能を追加するとともに、指定管理者による管理運営を可能とするため、所要の整備を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に申し上げます。

題名、改、題名を改めるものです。

第1条、設置、改、健康福祉センターの設置目的について、新たに子育て支援ネットワーク形成の推進、健康習慣の普及及び多世代交流の拠点機能を追加するものです。

第2条、名称及び位置等、改、健康福祉センターの施設に、多世代交流型子育て支援・健康推進拠点施設（以下「拠点施設」という。）を追加するものです。

第3条、管理、新、健康福祉センターの管理について定めるものです。

第4条、事業、改、現行の保健福祉センターの事業を整理するものです。

第5条、事業、新、拠点施設の事業を次のとおり定めるものです。第1号、子育て支

援ネットワーク形成の推進に関すること。第2号、健康習慣の普及に関すること。第3号、多世代交流の推進に関すること。第4号、その他拠点施設の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

2ページをご覧ください。

第7条第1項、開館時間、新、健康福祉センターの開館時間について、以下のとおり定めるものです。第1号、健康福祉センター、午前8時30分から午後5時15分まで。第2号、拠点施設、午前9時から午後9時まで。

第8条第1項、休館日、新、健康福祉センターの休館日について、12月29日から1月3日までの日のほか以下のとおりと定めるものです。第1号、保健福祉センター、土曜日及び日曜日並びに祝日。第2号、拠点施設、月曜日及び火曜日（月曜日または火曜日が祝日に当たる週においては、月曜日から金曜日までの間の祝日でない日のうち、最初の日及びその直後の日とする。）。

第12条、使用料、新、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならないこととするものです。

3ページをご覧ください。

第13条、使用料の減免、新、町長は、公用または公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができることとするものです。

第19条第1項、指定管理者による管理、新、拠点施設の業務を指定管理者に行わせることができることとするものです。

第19条第2項、指定管理者に管理を行わせる場合の施設の管理等に係る読替規定を定めるものです。

第19条第3項、指定管理者に管理を行わせる場合には、当該指定管理者は、業務を統括する施設管理者を置くこととするものです。

5ページをご覧ください。

別表、新、使用料について、以下のとおり定めるもの。個別施設名、使用区分、使用料、単位の順に申し上げます。多世代交流型子育て支援・健康推進拠点施設、多目的運動ホール200円、1人につき2時間当たり、以下記載のとおりです。

備考。1項、町外の団体及び個人が使用する場合の使用料は、規定使用料の3倍の額とする。ただし、多目的運動ホール及びコワーキングスペースについては、この限りでない。4項、使用時間が1時間満たない場合または使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。ただし、多目的運動ホールにおいては、本文中「1時間」とあるのは、「2時間」とする。

附則第1項、施行期日、この条例は、令和7年10月1日から施行するものです。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。3番、横山和浩君。

○3番（横山和浩） 2点お伺いをいたします。

一部改正要旨の2ページをお開きください。こちら第8条第1項に休館日とありまして、拠点施設のお休みが月曜日及び火曜日に関係するというので記載ありますが、週2回お休みすると、それに至った背景、経緯についてお伺いいたします。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

健康福祉センターの開館日、開館時間につきましては、多様な世代の方に広くご利用いただくため、土曜日及び夜間の供用を図ること、また、その間の指定管理者の人員体制につきましては、利用者への対応や安全性の観点から、必ず1名以上常駐することを優先に検討いたしました。

実際にスタッフのシフト体制をシミュレーションいたしまして、人員体制に負担がないことを検証するとともに、利用者の利用しやすさや指定管理料への影響等を鑑みまして、また、明るい健康都市づくり推進会議等のご意見を伺い、月曜日及び火曜日の2日間を休館日としたものでございます。

なお、この施設につきましては、新しい取組でもございますので、今後、実際運営していく中で町民の皆様のご意見等を伺いながら、管理運営全体の中で様々な視点から検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（菅原隆男） 3番、横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。

続いてお伺いいたします。一部改正要旨の5ページをお開きください。使用区分と使用料ということで一覧表に載っているわけなのですが、この金額について、どのような経緯を経てこの金額となったかお伺いいたします。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

施設の整備費及び維持管理費の一般財源相当額に係る減価償却費、光熱水費をベースに積算したものでございます。このたびの改修等にはデジタル田園都市国家構想交付金や過疎債などの有利な財源を活用しているために、使用料の負担軽減が図られているものでございます。また、公共的側面が大きい貸館スペースの使用料につきましては、中央公民館と比較しても均衡が取れたものとなっているものでございます。

以上です。

○議長（菅原隆男） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑終結と認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第36号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第8、議第37号 白鷹町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第37号 白鷹町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、災害等の緊急時において給水装置の復旧を円滑に実施するため提案するものであります。

内容につきましては、上下水道課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 上下水道課長、高橋浩之君。

○上下水道課長（高橋浩之） ご説明申し上げます。

議第37号 白鷹町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町水道給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町水道給水条例の一部を改正する条例。

白鷹町水道給水条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長または他の市町村長が同項の指定をした者が工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

令和6年能登半島地震において、業者自身が被災したことに加え、工事需要が集中したことにより、復旧が遅れることとなってしまいました。現在の条例では町長が指定をした者が施行するとなっております。災害等の緊急時に備え、改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第37号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第9、議第38号 白鷹町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第38号 白鷹町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、災害等の緊急時において排水設備等の復旧を円滑に実施するため提案するものであります。

内容につきましては、上下水道課長より説明させますので、よろしくご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 上下水道課長、高橋浩之君。

○上下水道課長（高橋浩之） ご説明申し上げます。

議第38号 白鷹町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町下水道条例の一部を改正する条例。

白鷹町下水道条例の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定をした者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

令和6年能登半島地震において、先ほどの白鷹町水道給水条例の改正と同じく、復旧が遅れることとなってしまいました。現在の条例では町長が指定をした者が施行するとなっております。災害等の緊急時に備え、改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第38号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○延会の宣告

○議長（菅原隆男） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延 会

〈午後3時37分〉